

○指定確認検査機関の更新の公示について

建築基準法第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、以下の指定確認検査機関として指定することとした旨を公示します。

令和8年10月1日

香川県知事 池田 豊人

記

株式会社 香川県建築住宅センター		
1	指定確認検査機関の名称	株式会社 香川県建築住宅センター
2	指定確認検査機関の住所	香川県高松市松島町一丁目13番14号 九十九ビル2階
3	指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第9号及び第10号
4	業務区域	香川県全域
5	確認検査の業務を行う事務所の所在地	香川県高松市松島町一丁目13番14号 九十九ビル2階
6	指定の期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日